

令和5年5月31日

島根県防災部原子力安全対策課 小村

電話 0852-22-5931、FAX 0852-22-5930

G X脱炭素電源法の成立についての知事コメント

1. 本日、原発の運転期間の延長などを盛り込んだG X脱炭素電源法が成立した。
2. ウクライナ侵攻を契機とするエネルギー供給の減少や、円安の進行によるエネルギー価格の大幅な上昇などが、すべての家計や事業者に大きなダメージを与えており、既存の原子力発電所を可能な限り活用することで、国民の電気料金負担を抑えようと考えられた結果、これまでとられていた方針の継続が難しくなったものと認識しており、家計や事業者が置かれている現下の厳しい経済環境のもとでの政策判断として、やむを得ないものと受け止めている。
3. 同時に、将来、エネルギー情勢等が改善し、家計、経済、社会に余力が戻ってくれば、可能な限り原発依存度を低減するという従来の方針に戻すことを検討すべきであると考えている。
4. より長く原子力発電所を活用するということは、経年劣化に伴うリスクは高まるため、原子力規制委員会には、政府から独立した機関として、運転開始から長期間経過した原子力発電所の安全規制を強化するとともに、厳格な審査を行っていただきたい。